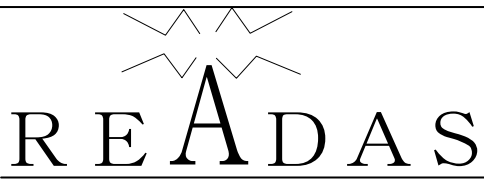


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5217 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月30日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却

Q：当社には障害者が何名かおりますが、機械を取得した場合に特別な措置があると聞きました。どのようになっているのですか？

A：割増償却制度の適用が受けられます。

【解説】

お尋ねの制度は、障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度というものです。概要は、次のとおりです。

【対象となる法人】

- ①青色申告法人であること
- ②昭和48年4月1日から平成28年3月31日までの期間を含む事業年度において障害者を雇用していること
- ③次のいずれかを満たしていること
 - イ) 従業員に占める障害者の割合が50%以上であること
 - ロ) 雇用している障害者数が20人以上であり、かつ従業員に占める障害者の割合が25%以上であること
 - ハ) 法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上であり、かつ雇用障害者に占める重度障害者の割合が50%以上であること

【適用対象資産】

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等

【割増償却限度額】

普通償却限度額の24%(工場用建物及び施設は32%)を割増償却することができる

